



A ゼロゼロ融資は「セーフティネット保証4号・5号、もしくは危機関連保証の要件に該当する」と市町村から認定を受ければ、当初3年間は利子と保証料が補給される制度であった。借入金額の上限は当初3000万円だったが、最終的に600

0万円となり、借入期間は最長10年、元金返済が発生しない据置期間も最長で5年設けることができた。これに対し伴走保証では、年0・85%の保証料率のうち年0・2%を事業者が負担する。また貸付利率の利子補給もなくなり、事業者負担へと変わる。保証対象となる借入金額の上限は4000万円（部分保証の場合5000万円）。最長借入期間は10年、据置期間も5年以内であり、ここはゼロゼロ融資と同じになっている。そのほか、セーフティネット4号・危機関連保証の認定を受けた事業者への融資は保証割合が100%、セーフテ

ィネット5号の認定を受けた事業者への保証割合は80%保証（金融機関との責任共有対象）となる点も、ゼロゼロ融資と同じである。伴走保証の取扱期間は2021年4月1日から1年間とされているが、危機関連保証の認定による融資に関しては、21年6月末までに実行される必要がある。**四半期ごとに計画の進捗を確認** 伴走保証がゼロゼロ融資と大きく異なるのは、「経営行動計画書」の作成と信用保証協会への提出が必須となったことである。経営行動計画書とは、現状

POINT 「資金支援」という目的に加えて、「本業支援」の要素が強くなっている

Q2

**伴走保証はどんな点がゼロゼロ融資と異なるの？
どのような利用要件があるの？**

認識と財務分析、それらを踏まえた売上増加・利益率改善に向けた具体的なアクションプランを記載していく事業計画のことである。そして、融資を実行した金融機関が四半期ごとにレビューを行い、アクションプランの進捗を確認。そこで出てきた改善点や新たに生じた問題点などを、取引先と一緒に協議して解決策を模索していく「伴走支援」も求められている。

Q&Aで学ぶ 「伴走支援型特別保証」の概要と 押さえておきたいポイント

木内清章 産業能率大学講師

新しい信用保証制度である「伴走支援型特別保証」とはどんな制度なのか、主なポイントをQ&Aで解説する。

Q1

**「伴走支援型特別保証」とはそもそもどんな制度？
なぜ創設されたの？**

A コロナ禍の影響は長期化しており、飲食店をはじめ、多くの業種・企業において売上減少・資金繰り悪化の状況が続いている。そんな中、4月1日より申込受付が始まったのが「伴走支援型特別保証制度（以下、伴走保証）」である。これは3月末で取扱いが終了した、セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の認定を要件とする制度融資（いわゆるゼロゼロ融資）の後継制度と位置付けられている。**「経営行動計画書」の作成を義務付ける** ゼロゼロ融資との相違点はQ2で述べるが、なぜ新しい信用保証制度が創設されたのか、その趣旨を整理したい。前述したとおり、長引くコロナ禍の影響で、多くの企業が資金繰りに窮した。そんな中、企業の危機に迅速に対応するために創設されたのが、民間金融機関による実質無利子・無担保の制度融資、いわゆるゼロゼロ融資である。ゼロゼロ融資は要件を満たせば審査は通りやすく、多くの金融機関・企業で利用され、資金繰り支援に大きな役割を果たした。しかし、保証料や利子の補給を行う国や地方公共団体の財源は無制限ではない。またゼロゼロ融資を利用している企業を見ると、真摯に経営努力を続ける企業もあれば、その程度が薄い企業まで、相当

POINT ゼロゼロ融資等の後継となる制度。四半期ごとのフォローが必要

なバラツキが生じているのも事実である。そこで政府は、自助努力、および事業の継続可能性がある中小企業に対して保証を付す方針に舵を切った。こうした理由を背景に創設されたのが伴走保証である。自助努力、および事業の継続可能性を重視する伴走保証では、「経営行動計画書の作成」が利用要件の1つとされる。さらに、そこに書かれたアクションプランを踏まえ、金融機関には四半期ごとのフォローを求めている。これが「伴走支援」というわけである。伴走保証を活用する金融機関にも、取引先と一体となった事業継続・業績回復支援が求められるわけだ。